

気象警報発令時及び地震発生時の対応マニュアル

大東市立住道北小学校

気象警報発令時および地震発生時の緊急措置について、住道北小学校では、児童の安全確保を第一に考え、下記のように取り計らいますので、ご家庭に置かれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

気象警報発令時

大阪府全域あるいは大東市に「暴風警報」が発令された場合	
気 象 情 報	対 応
1. 午前7時現在で 暴風警報が発令されている場合	・ 児童は登校を見合わせ、自宅で待機
2. 午前9時までに 暴風警報が解除された場合	・ 午前9時20分に集合場所へと集まり集団登校 ・ 第2時限からの午前中授業とし給食はなし
3. 午前9時現在で 暴風警報が解除されていない場合	・ 臨時休業
4. 児童が在校時に 暴風警報が発令された場合	・ 学校で児童を待機させ安全確保 ・ 気象情報、校区の状況を的確に把握した後、教職員の引率等により安全確保を行い、地区ごとに集団下校
大阪府全域あるいは大東市に「特別警報」が発令された場合	
1. 午前7時現在で 特別警報が発令されている場合	・ 臨時休業
2. 児童が在校時に 特別警報が発令された場合	・ 学校で児童を待機させ安全確保 ・ 各教室にて直接保護者へ引き渡し下校

※気象警報は、「暴風警報」のみを対象とし、「大雨警報」「洪水警報」等は含みません。

※各家庭から学校へのお問い合わせはご遠慮ください。学校からは、緊急連絡メール及び学校ホームページにて連絡します。

※午前9時までに警報が解除された場合の集団登校に係る保護者旗当番ができない場合は、前日までに学校にご連絡ください。

※恩智川にかかる住道新橋が閉鎖された場合は、現地係員の指示により、竹橋または住道駅前大橋への迂回となります。

※在校時に警報が発令された場合の集団下校については、留守家庭の児童の安全確保が重要となりますので、「家庭環境調査表」にご記入いただいた帰宅先へと引率いたします。なお、帰宅先を変更される場合や学校待機を希望される場合は、その旨担任までご連絡下さい。

※放課後児童クラブに通う児童については、放課後児童クラブから出されている「警報発令時の対応」の措置に従って下さい。

地震発生時

地震発生時	基本的な対応
児童が在宅時	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機
児童が登下校中	・危険物が落ちてこない、倒れてこないなど安全な場所に避難 ・揺れが収まった後に学校または家の安全な方に避難
児童が在校中	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒保護者への引き渡しによる下校 ※保護者の迎えがあるまで学校に待機させる。 ・震度4以下の地震が発生した場合 ⇒校舎等に異常がなければ授業の再開 ⇒下校時には、通学路の安全確認の後、教職員の引率等も含め安全に配慮して下校

震度5弱以上の地震が発生した場合		
地震発生時	児童	教職員（学校）
登校中	①危険な場所を避けて、安全な場所に一時避難する。 ・危険物が、落ちてきたり、倒れてきたりしそうな場所から離れる。 ②揺れが治まったら、学校または家の安全な方に避難する。 ③学校への避難は運動場に集合する。 ④保護者が来校するまで、教室で待機する。	①学校に避難してきた児童を運動場に集め、掌握にあたる。登校途中の児童や家に避難した児童の安否確認を行う。（各家庭との連絡を取る。） ②緊急連絡メール及び学校ホームページにて保護者への連絡をする。 ③各教室にて、直接保護者へ引き渡しをする。
在校時 授業中	①教師（授業者）や放送の指示に従う。 ②身の安全を確保する。 <屋内> ・教室では机の下に身をかがめる。 ・家庭科室、理科室では火を消す。 ・音楽室では、ピアノから離れ、頭部を保護する。 ・体育館では、落下物に注意しながら、中央へ集まり頭部を保護する。 <屋外> ・運動場に集合する。 ・プールサイドにつかまる。その後、水から上がる。 ③揺れが治まったら、放送の指示に従って運動場へ避難する。	①机の下にもぐらせる。 ◇戸を開け、脱出口をつくる。 ◇火を消す。 ◇コンセントを抜く。 ②揺れが治まったら周囲の状況を確認、避難を指示する。 ◇放送等の指示に従い、頭部を保護し、上履きのまま運動場へ避難させる。 ◇学級ごとに整列し、人員及び異常の有無を確認し、集約する。 ◇校舎内に児童が残っていないか確認する。 ③緊急連絡メール及び学校ホームページにて保護者への連絡をする。 ④保護者に直接引き渡す。

震度 5 弱以上の地震が発生した場合		
地震発生時	児童	教職員（学校）
在校時 休憩中	①近くにいた教師や放送の指示に従う。 ②身の安全を確保する。 <屋内> ・教室内では授業中と同様に行動する。 ・廊下、階段では壁側から離れ、頭部を保護し身をかがめる。 ・トイレでは戸を開け、窓から離れて待つ。 <屋外> ・運動場に集合する。 ③揺れが治まれば、校舎内にいる児童は最も近い教室に入る。 ④放送の指示に従って運動場へ避難する。	①近くにいた児童に身の安全を守るための指示をする。 ②揺れが治まったら周囲の状況を確認め、避難を指示する。 ◇担任は、運動場に出て、人員及び異常の有無を確認し、集約する。 ◇担任外は、避難経路の要所で避難してくる児童の誘導にあたりとともに、校舎内に児童が残っていないか確認し、全員運動場へ避難させる。 ③緊急連絡メール及び学校ホームページにて保護者への連絡をする。 ④保護者に直接引き渡す。
下校中	①危険な場所を避けて、安全な場所に一時避難する。 ・危険物が、落ちてきたり、倒れてきたりしそうな場所から離れる。 ②揺れが治まったら、そのまま下校する。	①学校周辺にいる児童の下校指導にあたる。 ②児童全員が無事帰宅するまで学校で待機する。

見本

大東市立住道北小学校 児童生活環境資料 及び 緊急時連絡・児童引き渡しカード

②震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、全員学校待機・保護者引き渡しになります。

引き取り者	名 前	児童との続柄	連 絡 先	
	①		—	—
	②		—	—
	③		—	—

※以下は記載しないでください。

引き取り者署名		避難場所	自宅・その他（ ）
引き渡し日時	月 日 時 分	担当教職員	

震度とゆれの状況



この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。

詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。

気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/kaisetsu.html>

震度はどうやって決めるの？

震度は、地震による揺れを感知し自動的に震度を計算する「震度計」という機器で観測しています。

地震が発生すると、全国の震度計で観測された震度を自動的に収集し、気象庁では地震発生から約1分半後※に各地域の震度を速報でお知らせしています。

※震度3以上の場合

気象庁が発表する震度は、以前は気象庁の職員の体感や、まわりで発生した被害の様子などから決めていました。平成8年（1996年）に震度計で震度を観測する体制に移行し、より迅速に全国の震度をお知らせできるようになりました。



震度計



〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話：(03)3212-8341(代表)
 FAX：(03)6689-2917(耳の不自由な方向へ)
 ホームページアドレス <https://www.jma.go.jp/>